

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○北海道支庁設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....(人事課)	39
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....(環境生活部総務課)	39
○北海道保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....(地域保健課)	39
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則.....(経済部総務課)	39
○北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....(畜産振興課)	40
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則.....(農政課)	40
○北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....(水産林務部総務課)	40
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則.....(建設部総務課)	40
○森林組合法施行細則の一部を改正する規則.....(林業振興課)	40

告 示

○平成17年度砂利採取業務主任者試験の実施.....(資源エネルギー課)	43
○土地改良区の役員の就任の届出.....(農業支援課)	43
○土地改良区の定款の変更の認可.....(農業支援課)	43
○道営土地改良事業変更計画の決定.....(農業施設管理課)	43
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....(治山課)	44
○道路の区域の変更及び供用の開始.....(道路整備課)	44

道監査委員公表

○監査公表第7号.....	45
---------------	----

規 則

北海道支庁設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第90号

北海道支庁設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
北海道支庁設置条例の一部を改正する条例(平成17年北海道条例第63号)の施行期日は、平成17年10月1日とする。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第91号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成17年北海道条例第69号)の施行期日は、平成17年10月1日とする。

北海道保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第92号

北海道保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
北海道保健所条例の一部を改正する条例(平成17年北海道条例第73号)の施行期日は、平成17年10月1日とする。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第93号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成17年北海道条例第75号)附則第2号に掲げる規定の施行期日は平成17年10月1日とし、同条例附則第3号に掲げる規定の施行期日は同月11日とする。

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年 9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第94号

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第78号）の施行期日は、平成17年10月 1 日とする。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年 9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第95号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第79号）附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行期日は、平成17年10月 1 日とする。

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年 9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第96号

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第81号）の施行期日は、平成17年10月 1 日とする。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年 9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第97号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日

を定める規則

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第84号）附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成17年10月11日とする。

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第98号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則(昭和54年北海道規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和53年農林水産省令第 1 号」を「平成17年農林水産省令第82号」に改める。

第25条の表 1 の項中「第 7 条」を「第 8 条」に改め、同条を第26条とし、第24条を第25条とする。

第23条中「別記第26号様式による」を「別記第27号様式の」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条第 2 項中「別記第25号様式による」を「別記第26号様式の」に改め、同条を第21条とする。

第19条中「別記第24号様式による」を「別記第25号様式の」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条を第20条とする。

第18条中「別記第23号様式による」を「別記第24号様式の」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第 1 号中「総会」を「法第90条第 1 項の承認をした総会」に改め、同条を第19条とする。

第17条第 1 項中「別記第22号様式による」を「別記第23号様式の」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 合併の議決を行った各組合の総会又は総代会の議事録の謄本

第17条第 1 項中第 5 号を第 7 号とし、同項第 4 号中「最近」を「最終」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 3 号中「別記第16号様式」を「別記第17号様式」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 総代会において合併の議決を行った場合にあっては、法第65条の 2 第 1 項の規定による通知の状況を記載した書類

(4) 法第65条の 2 第 2 項又は第 4 項の規定による総会の招集があった場合にあっては、次に掲げる書類

ア 当該総会までの経過を記載した書類

イ 当該総会の議事録の謄本

第17条第 2 項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第 2 号及び第 4 号中「別記第19号

様式」を「別記第20号様式」に改め、同条第3項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「第83条第6項」を「第83条第5項」に、「別記第21号様式による」を「別記第22号様式の」に、「最近」を「最終」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「同条第4項及び」を削り、「別記第20号様式による」を「別記第21号様式の」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 解散の決議を行った総会又は解散の議決を行った総代会の議事録の謄本

第15条第3号中「最近」を「最終」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加え、同条を第16条とする。

(3) 総代会において解散の議決を行った場合にあっては、法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類

(4) 法第65条の2第2項又は第4項の規定による総会の招集があった場合にあっては、次に掲げる書類

ア 当該総会までの経過を記載した書類

イ 当該総会の議事録の謄本

第14条中「別記第15号様式による」を「別記第16号様式の」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第1号中「別記第16号様式」を「別記第17号様式」に改め、同条第2号中「別記第17号様式」を「別記第18号様式」に改め、同条第4号中「別記第18号様式」を「別記第19号様式」に改め、同条第6号中「別記第19号様式」を「別記第20号様式」に改め、同条を第15条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第14条 法第61条第4項(法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の届出は、別記第15号様式の届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 変更の理由書

(2) 変更の議決を行った総会又は総代会の議事録の抄本

(3) 変更部分に係る新旧対照表

別記第9号様式中「(第8条、第14条関係)」を「(第8条、第15条関係)」に改める。

別記第26号様式中「(第23条関係)」を「(第24条関係)」に、「北海道知事
(支庁長)

様 「北海道知事 様
を (支庁長)」に改め、同様式を別記第27号様式とする。

別記第25号様式中「(第20条関係)」を「(第21条関係)」に改め、同様式(裏)中「第20条」を「第21条」に、「別記第25号様式による」を「別記第26号様式の」に改め、同様式を

別記第26号様式とする。

別記第24号様式中「(第19条関係)」を「(第20条関係)」に、「北海道知事
(支庁長)

様 「北海道知事 様
を (支庁長)」に改め、同様式を別記第25号様式とする。

別記第23号様式中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に、「北海道知事
(支庁長)

様 「北海道知事 様
を (支庁長)」に改め、同様式の添付書類1の事項中「総会」を「森林組合法

第90条第1項の承認をした総会」に改め、同様式を別記第24号様式とする。

別記第22号様式中「(第17条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式その1中「北
(北海道知事 様 「北海道知事 様
支庁長) を (支庁長)」に改め、同様式その1の添付書類3の事項
を次のように改める。

3 合併の議決を行った総会(総代会)の議事録の謄本

別記第22号様式その1の添付書類中12の事項を14の事項とし、6の事項から11の事項までを2事項ずつ繰り下げ、同様式その1の添付書類5の事項中「最近」を「最終」に改め、同事項を同様式の添付書類7の事項とし、同様式の添付書類中4の事項を6の事項とし、3の事項の次に次の2事項を加える。

4 森林組合法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類

5 森林組合法第65条の2第2項又は第4項の規定により招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

別記第22号様式その1の注の事項中「11及び12」を「4に掲げる書類は総代会において合併の議決を行った場合、5に掲げる書類は森林組合法第65条の2第2項又は第4項の規定により総会が招集された場合、13及び14」に、「、合併」を「合併」に改め、同様式その2中「北海道知事 様 「北海道知事 様
(支庁長) を (支庁長)」に改め、同様式その2の添付書類3の事項を次のように改める。

3 合併の議決を行った総会(総代会)の議事録の謄本

別記第22号様式その2の添付書類中7の事項を9の事項とし、6の事項を8の事項とし、5の事項を7の事項とし、同様式その2の添付書類4の事項中「最近」を「最終」に改め、同事項を同様式の添付書類6の事項とし、同様式の添付書類3の事項の次に次の2事項を加える。

4 森林組合法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類

5 森林組合法第65条の2第2項又は第4項の規定により招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

別記第22号様式その2の注の事項中「6及び7」を「4に掲げる書類は総代会において合併の議決を行った場合、5に掲げる書類は森林組合法第65条の2第2項又は第4項の規定により総会が招集された場合、8及び9」に、「、合併」を「合併」に改め、同様式を別記第23号様式とする。

別記第21号様式中「（第16条関係）」を「（第17条関係）」に、
「北海道知事（支庁長）」を「北海道知事（支庁長）」に改め、同様式の添付書類の事項中「最近」を「最終」に改め、同様式を別記第22号様式とする。

別記第20号様式中「（第15条関係）」を「（第16条関係）」に、
「北海道知事（支庁長）」を「北海道知事（支庁長）」に、
「2 総会の議事録の謄本（総代会の議事録の謄本、組合
3 最近の貸借対照表
2 解散の議決を行った総会又は解散の議決を行った総
3 森林組合法第65条の2第1項の規定による通知の状
4 森林組合法第65条の2第2項又は第4項の規定によ
員投票録の謄本及び開票録の 過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
を 5 最終の貸借対照表
」

注 3に掲げる書類は総代会において解散の議決を行っ
森林組合法第65条の2第2項又は第4項の規定により
り、添付すること。

代会の議事録の謄本
況を記載した書類
り招集された総会までの経

に改め、同様式を別記第21号様式とする。

た場合、4に掲げる書類は
総会が招集された場合に限

別記第19号様式中「（第14条関係）」を「（第15条関係）」に改め、同様式を別記第20号

様式とする。
別記第18号様式中「（第14条関係）」を「（第15条関係）」に改め、同様式を別記第19号様式とする。

別記第17号様式中「（第14条関係）」を「（第15条関係）」に改め、同様式を別記第18号様式とする。

別記第16号様式中「（第14条、第17条関係）」を「（第15条、第18条関係）」に改め、同

様式の3中
「
1 指導事業
2 販売事業
3 林産事業
4
」を
「
1
2
3
4
」に改め、同様式の5中
「
指
販
購
」
「
導
売
買
」を
「
」に改め、同様式を別記第17号様式とする。

別記第15号様式中「（第14条関係）」を「（第15条関係）」に、
「北海道知事（支庁長）」を「北海道知事（支庁長）」に改め、同様式を別記第16号様式とし、別記第14号様式の次に次の1様式を加える。

別記第15号様式（第14条関係）
定 款 変 更 届 出 書
年 月 日

北海道知事 様
（支庁長）
所 在 地
組 合 名
代 表 者 氏 名 印

定款を変更したので、森林組合法（第100条第2項において準用する同法）第61条第4項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

1 変更の理由書 2 変更の議決を行った総会（総代会）の議事録の抄本 3 変更部分に係る新旧対照表 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の森林組合法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の森林組合法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。	第9によること。） (2) 写真（手札型（縦5cm、横4cm）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものであること。） 7 受 験 手 数 料 受験手数料（8,000円）は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれをはり付けること。 8 そ の 他 受験に関して不明な点があるときは、最寄りの支庁経済部商工労働観光課、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道経済部資源エネルギー課に照会すること。
告 示	
北海道告示第700号 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成17年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。 平成17年9月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 試験期日及び試験時間 平成17年11月11日（金）午前10時から正午まで 2 試験地及び試験場所 (1) 試験地 札幌市、函館市、江差町、俱知安町、岩見沢市、旭川市、留萌市、稚内市、網走市、室蘭市、浦河町、帯広市、釧路市及び根室市 (2) 試験場所 受験票により受験者に通知する。 3 試験科目 (1) 砂利の採取に関する法令 (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。） 4 受験願書提出先 受験希望地に所在する支庁の経済部商工労働観光課に提出すること。 5 受付期間及び受付時間 平成17年10月3日（月）から21日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時45分から午後5時15分まで。 なお、郵送等の場合は、平成17年10月21日（金）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。 6 提出書類 (1) 受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）様式	北海道告示第701号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浜益土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。 平成17年9月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 就 任 年 月 日 理事・監事の別 氏 名 住 所 平成17. 9. 8 監 事 北 村 文 治 浜益郡浜益村大字川下村77番地の3 北海道告示第702号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成17年9月14日、空知土地改良区の定款の変更を認可した。 平成17年9月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第703号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、平成17年9月27日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。 また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。 平成17年9月26日 北海道知事 高 橋 はるみ

地区名

事業の種類

縦覧場所

相内

畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、暗きょ、土層改良、区画整理、農用地造成）

北海道網走支庁

朝日中央

農免農道整備

北海道日高支庁

北海道告示第704号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成17年 9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1)

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

爾志郡乙部町（次の図に示す部分に限る。）

(2)

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)

変更後の指定施業要件

ア

立木の伐採の方法

(ア)

主伐は、択伐による。

(イ)

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1)

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

爾志郡乙部町（次の図に示す部分に限る。）

(2)

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3)

変更後の指定施業要件

ア

立木の伐採の方法

(ア)

主伐は、択伐による。

(イ)

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1)

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

士別市（次の図に示す部分に限る。）

(2)

保安林として指定された目的

水源のかん養

(3)

変更後の指定施業要件

ア

立木の伐採の方法

(ア)

主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ)

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4(1)

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

上川郡上川町・空知郡南富良野町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2)

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)

変更後の指定施業要件

ア

立木の伐採の方法

(ア)

次の森林については、主伐は、択伐による。

上川町・南富良野町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(イ)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ)

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに士別市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第705号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年 9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1

道路の種類

道道

2

路線名

北見環状線

3

道路の区域

区

間

変更前後の別

敷地の幅員

延長

国道等との重複区間

北見市緑町4丁目2番2地先から

前

17.60mから

183.30m

――

北見市三輪530番5地先まで

38.00mまで

前

9.00mから

235.13m

――

65.20mまで

後17.60mから183.30m 38.00mまで 後9.00mから249.13m 65.20mまで									
道 監 査 委 員 公 表									
監査公表第7号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成15年度に係る行政監査の結果を次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に据え置いて一般の縦覧に供する。） 平成17年9月26日 北海道監査委員 高 橋 由紀雄 北海道監査委員 加 藤 唯 勝 北海道監査委員 徳 永 光 孝 北海道監査委員 宮 間 利 一									

